

資料 10

「水質汚濁に係る農薬登録基準値（案）」に対する意見募集の結果について

令和〇年〇月〇日
環境省水・大気環境局
環境管理課農薬環境管理室

1. 意見募集の概要

（1）意見募集の対象農薬

シクロピラニル、スピロピジオン、イミダクロプリド、キノクラミン（ACN）、クロルタールジメチル

（2）意見募集の周知方法

関係資料を電子政府の総合窓口（e-Gov）に掲載

（3）意見募集期間

令和7年10月29日（水）～ 令和7年11月27日（土）

（4）意見提出方法

- ・電子政府の総合窓口（e-Gov）
- ・郵送

（5）意見提出先

環境省水・大気環境局環境管理課農薬環境管理室

2. 意見募集の結果

（1）寄せられた意見数

・電子政府の総合窓口（e-Gov）	2件
・郵送	0件

（2）提出意見の総数 2件

（3）提出意見に対する考え方

別紙のとおり

(別紙)

No.	提出された御意見	御意見に対する考え方
1	<p>農薬のシクロピラニルとスピロピジオンとイミダクロプリドとキノクラミン(ACN)とクロルタールジメチルを開発していない会社と開発している会社でそれぞれ人がその農薬を浴びた場合と、浴びた動植物を食べた場合と食べなかった場合の実験結果が日本に住む一人一人に知らされていないから怖いので、財源として、AI技術も活用して自給自足を実現して、原価20円ですべての日本人に本人が選択的にガソリン代、軽油代、電気代、有機食料、無農薬食糧費購入代、タクシ一代金、紙パンツ代その他にも使って、使いあまたった時にも返還可能な生活保護費以上の年間300万円から1000万円以上の地域商品券を作つて支給して、実験動物のマウス、猿、線虫に農薬のシクロピラニルとスピロピジオンとイミダクロプリドとキノクラミン(ACN)とクロルタールジメチル浴びせたり、食べさせたりした場合安全と日本に住む人の同意がとれた場所だけ使用して、同意がとれなかつた場所では使用をやめて奇跡のリンゴという本で有名な木村秋則さんを見習つて、4年から30年くらい作物ができるまで黙つて見ていられることもできて、自然栽培でほつたらかしか協生農法や天敵農法もできて、殺虫剤や農薬にも頼らないで実験用のマウス、サル、線虫、実験に協力する人、その他の実験用動物に食べさせたり、空気中で接触した場合はどうなるのか実験した場合と、実験しなかつた場合と比較して過去最悪で平均寿命前に健康を悪くして寿命を迎えたのか、過去に調べた平均寿命と同じだったのか、過去最長の平均寿命で長生きしたのか調べて公共事業として日本に住む人に調べた結果を知らせてからその農薬があることの賛成と反対の数を調べた結</p>	<p>農薬は、病害虫や雑草を防除し、安定した作物生産を確保するための重要な生産資材です。農薬の安全確保のため、最新の科学的知見に基づき評価を実施し、使用量や使用方法を考慮した上で問題がないことが確認された場合のみ、農林水産大臣が登録することとされています。</p> <p>なお、水質汚濁に係る農薬登録基準の設定についての関連情報については、以下の環境省ホームページにおいて掲載しておりますので、こちらも参考にしてください。</p> <p>(農薬小委員会) https://www.env.go.jp/council/49wat-doj/yoshi49-04.html</p> <p>(水質汚濁に係る農薬登録基準) http://www.env.go.jp/water/dojo/noyaku/odaku_kijun/kijun.html</p>

	<p>果を日本に住む人一人一人に知らせて、健康を悪化させて実験用動物の過去と比べて平均寿命前に健康が悪化して亡くなったり、人や家畜などの交尾や生殖活動の回数が減ったり、なくなったものについては販売、輸出入、作ることをやめて、結果を公共事業として日本人一人一人に知らせて、被害を与えた人がいた場合は罪を償って賠償金を払いながら生活できるように生活保護費以上の地域商品券の支給と被害を受けた人の治療費と生活保護費を支給して、過去最高の平均寿命より長く生きられるまたは維持できて、子どもを産み育てたい人が農薬のシクロピラニルとスピロピジオンとイミダクロプリドとキノクラミン(ACN)とクロルタールジメチルとその他のすべての農薬によって産める回数が減ったりすることがないものを販売、輸出入、作られるようにして下さいますようお願い申し上げます。</p>	
2	<p>イミダクロプリドの使用禁止を求めます。</p> <p>諸外国の多くが、使用禁止か、制限付きの使用になっています。何の制限もなく使用を許可しているのは日本くらいです。</p> <p>この農薬は危険性が高いです。即刻使用禁止を求めます。使用禁止にすればいすれば残留値も下がります。一刻も早く禁止にすることが大事です。</p>	<p>農薬の安全確保のため、最新の科学的知見に基づき評価を実施し、農薬の使用量や使用方法を考慮した上で問題がないことが確認された農薬のみ、農林水産大臣が登録を認めることとされています。</p> <p>水質汚濁に係る農薬登録基準は、公共用水域の水の利用が原因となってヒトに被害が生じるおそれがない濃度として設定されており、農薬の使用に伴い予測されるヒトへのばく露量が基準を超過する場合には、農林水産大臣はその農薬の登録を拒否しなければならないこととされております。当該基準の設定に当たっては、食品安全委員会で設定された一日摂取許容量(ADI)を基に、飲み水に由来する農薬のばく露により生涯にわたって人の健康に影響が及ばない値を設定しています。また、農薬の成分物質の公共用水域における環境</p>

	中予測濃度（PEC）が当該基準を超過しないことを確認しています。
--	----------------------------------